

第5回 船橋市総合計画審議会 議事要旨

日時 平成23年1月26日(水)18時00分～21時45分

場所 船橋市役所9階 第一会議室

出席委員 武藤博己会長、中村正董副会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、有馬和子委員、北澤哲弥委員、斎藤哲瑯委員、村木美貴委員、伊藤壽紀委員、内海優委員、河村保輔委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、山下瑠璃子委員(以上17名)

※欠席 石井庄太郎委員、椎名博信委員、深沢規夫委員(3名)

市側出席者 金子企画部長、石毛都市計画部長、宮澤市民生活部長、杉田都市計画課長、福田広報課長、事務局(山崎企画調整課長、野沢課長補佐、三澤、石原、三輪、市川、矢野、松丸)

傍聴者 0名

議事内容

1. 前回までの検討事項について
2. 分野別計画 第7章
3. リーディングプランについて
4. その他

(事務局)

一資料2「総合計画と総合計画審議会の役割について」説明

1. 序論について(その2)

(事務局)

一資料3「第2回総合計画審議会 小委員会 決定事項について」

(会長)

- ・小委員会の出席者は内容を確認してほしい。また、小委員会に参加していない委員は、この資料の結論について、問題は無いか回答してほしい。

(有馬委員)

- ・(1)については、基本的には小委員会に委ねていたため、この結論で問題はない。
- ・ただし、千葉県女性サポートセンターは相談事業が主たる事業であり、一時保護はその危険が高く、離婚等の自己決定をされた方々の自立支援のための事業である。今日、明日が危険で緊急に避難する場所ではないことに留意してほしい。
- ・また、(2)については、船橋市は市域が広いため、受益者の範囲を増やしていくためには、場所を増やしていくべきだと思う。

(斉藤哲委員)

- ・(3)については、小委員会の判断に委ねたい。
- ・(4)については、定義よりも家庭教育の重要性について触れた方がわかりやすいのではないか。また、親の役割についても少し議論する必要があるのではないか。
- ・(8)については、インターシップについて盛り込まれているのでよい。しかし、これからの議論になるが、企業側の受け入れを確保することが焦点になるだろう。

(事務局)

一資料4「積み残し事項の整理」、資料5「積み残し事項(別紙)」について説明

(会長)

- ・事務局の対応方針について、各委員は了承するか、小委員会で議論するか、特に時間がかからない場合にはこの場で議論するか、いずれかを選択していただきたい。

(村木委員)

- ・指摘事項「1」については、資料4の回答にあるように、生産緑地に力点を置くならば明確に基本計画の中で記載してほしい。
- ・船橋市には、市街化調整区域内に、50戸以上の建築物が連たん(50戸連たん)している地域が多い。そのため、市街地と農地の調和を考えているのであれば、都市計画法34条第1項11号などを睨みつつ、基本計画だからできることを記載した方がよからう。
- ・あわせて、指摘事項「4」だが、都市計画マスタープランは、規制を誘導するためのツールはない。そのため、前回、条例について発言させていただいた。主要事業の中に必要な条例について記載した方がよいのではないかと提案させていただく。
- ・指摘事項「8」、「33」については、特に意見はない。

(都市計画部長)

- ・「農地と市街地の調和」という表現が望ましいかは検討する余地がある。しかし、船橋市は市街化調整区域に加え、市街地に農地が多いという特徴がある。農地は、ゲリラ豪雨の保水機能等の多面的な用途を持っているため、都市計画部門としては、生産緑地で守っていきたいと考えている。
- ・条例については、船橋市は環境共生まちづくり条例を制定していることに加え、そのほか緑や景観などの様々な条例が既に制定されている。このように、個別の条例があるため、新たに条例を策定せずとも、既存の条例で概ね対応できると考えている。
- ・また、先程、50戸連たんについて指摘があったが、当市では既に対策を進めており、これに関する新たなまちづくり条例の制定は考えていない。

(北澤委員)

- ・指摘事項「2」については、市民の目線からみると、市街化区域等の意識はないだろう。第4章政策2の4-2-1で優良農地面積が示されているが、これと同様に市全域で確保したい農地面積や農業振興地域等を数値で具体的に示せないか。

(都市計画部長)

- ・都市計画として守る手段として、生産緑地が挙げられる。しかし、全ての農地を守るためのツールがなく、数字として示しにくいいため、ここでは数値目標を掲げていない。

(まきけいこ委員)

- ・村木委員が指摘された条例は、行政が使えるツールを策定することが必要ではないかという指摘であろう。
- ・船橋には、様々なメニューに対応した条例があるが、十分に対応できていない。地方自治体が持つツールは限られているが、これらの問題を解決するための方法を提案する必要があるだろう。もう少し踏み込んで高い目標を示してもらいたい。

(村木委員)

- ・前向きな発言ではないが、都市計画によって解決できないことを基本計画の目標にしても意味がないだろう。
- ・都市計画では、生産緑地以外で農地を守ることは難しい。また、生産緑地は30年経過したり、世代交代すると、指定が解除されるかもしれない。指定が解除され、その土地が売却されることで、緑地が徐々に減少しているのが現状である。
- ・また、現在の条例だけで土地利用の誘導をするのであれば、どの条例によって船橋市が積極的にまちづくりを進めていくのかを明確に記載した方がよいだろう。

(金沢委員)

- ・船橋市では、都市計画マスタープランに沿って都市計画が進んでいないのが問題ではないか。船橋市には、この実効性を高めるための方向性はあるのか。

(都市計画部長)

- ・都市マスタープランに限らず、計画の全てを完全に達成することは難しいだろう。
- ・基本計画と並行し、都市計画マスタープランも更新作業を進めている。その際に、見直しを図り、できることを記載し、できないことは記載しないようにしたい。

(金沢委員)

- ・現実にあわせて都市マスタープランを書き直すことはあまり望ましいことではないだろう。実施の可否は実施計画で対応すればよいのではないか。

(都市計画部長)

- ・誤解を与えるような発言をして申し訳ない。現行の都市計画マスタープランで示した将来像は、今後とも継続的に取り組んでいきたい。
- ・先程の発言は、都市計画として農地を守る手法は、生産緑地しかないが、これでは全てを守りきれないという意味である。可能な限り地権者に農地を残してもらうように促し、市街地と調和した農地を守っていきたい。

(会長)

- ・指摘事項「1」は、小委員会で議論した方がよいだろう。その際には、改めて事務局で論点を整理し、農地の保全の難しさもあわせて共有しておきたい。

(村田委員)

- ・指摘事項「3」について、屋外広告を警察とパトロールしていても、全てを解決できないのが現状である。しかし、この対応方針では、この事態が前進しないだろう。小委員会で検討したい。

(まき委員)

- ・指摘事項「5」は、都市計画の中でも積極的に市民参加を打ち出すべきと考えている。小委員会で議論したい。

(北澤委員)

- ・指摘事項「6」については、「うるおいあふれるベイエリア」のイメージが不明瞭である。「郷土の文化を活かしたベイエリア」など、うるおいの内容について具体的にイメージしやすいように船橋らしさを活かした記載をした方がよいだろう。

(斉藤(哲)委員)

- ・指摘事項「9」については、緑の保全とあわせて、里山の活用について考える必要がある。現状では、子ども達は、環境とのふれあいが不足している。これに触れていただければ小委員会で議論する必要は無い。

(川井委員)

- ・指摘事項「9」については、毎年、里山保全の森林講座が北部公民館で実施されている。その都度、船橋北部地域に市民団体をつくり、その団体は、後継者がいない農地を借りて里山を再生している。この中でも代表的な団体なのはNPO法人「こびすくらぶ」である。林野庁から表彰も受けている。
- ・また、森林施業計画が認定され、その計画にも基づき施業が実施されると、国税が軽減される制度を、おそらく、同団体がNPOとして県下で初めて活用した。このような活動は、行政が主導で進めているため、基本計画内の表現についても工夫した方がよいの

ではないか。

- ・この活動によって、荒れた山林が整備されてきている。この活動費用は国、県、市から、交付金として支出されている。この活動がさらに広まれば、里山の保全がより進むだろう。

(事務局)

- ・川井委員の意見は、第2章の中で対応させていただきたい。

(会長)

- ・では、次回以降に案を提示していただきたい。

(斉藤(哲)委員)

- ・船橋駅前には自転車放置が多く、道路の整備が十分ではない。障害者・高齢者への危険性や、防災の観点からもまちづくりやみちづくりを議論した方がよいだろう。
- ・理想となるが、里山と住宅地を結ぶグリーンスペースがあるとよい。これは防災の観点に加え、市民への憩いの場となるだろう。その辺りも含め、小委員会で議論したい。

(本木委員)

- ・指摘事項「10～13」は、この対応策でやむをえないと考えている。
- ・指摘事項「13」のガードパイプとはなにか。

(事務局)

- ・ガードパイプとは、ガードレールではなく、支柱をパイプで繋げたものを指す。これはガードレールとしての機能に加え、手すりにもなる。

(本木委員)

- ・船橋市の道路は、住宅地に入ると特に狭隘である。特に、昭和35～36年頃開発された地域は、崖や山を切り崩した坂道が多く、高齢者は遠回りして帰宅している。このような地域では、いわゆる2間道路(3.6m)といわれた道路ばかりであり、歩道を作れるような条件ではない。

(会長)

- ・これについては、小委員会で議論したい。

(山下委員)

- ・指摘事項「14」については、この意見で了承した。

(まき委員)

- ・指摘事項「15」については、小委員会で議論させていただきたい。

(金沢委員)

- ・指摘事項「16」については、小委員会で議論させていただきたい。

(本木委員)

- ・指摘事項「17」については、提案いただいた資料でわかりやすいと感じている。1点言及させていただくと、飯山満土地区画整備事業は、整備完了の目標が平成32年となっているが、早急に事業を進めてほしいというのが市民の願いである。この事業は、人権の観点からも問題がある。この周辺には、仮換地対象区域として20年近くも制限を受けている住人がいる。この住人は、老朽化しても立て直しも出来ず、高齢期を迎えている。そのため、平成32年度の目標最終年度まで期間をかけるのではなく、行政として一刻も早く整備を進めてほしい。

(有馬委員)

- ・指摘事項「18」は、特に問題ない。

(会長)

- ・指摘事項「19」についてだが、広報を届けることは市の義務だと考えている。しかし、実態は100%普及することはできず、指標として難しいかもしれない。
- ・小委員会では議論しないが、これは改めて私の方で他の指標があるか検討させてほしい。

(斉藤(忠)委員)

- ・指摘事項「20」については、事務局の対応方針でよいと考えている。「バリアフリー化」という単語が入ることで、「各種媒体」という表現により多様な媒体が含まれると思われる。

(本木委員)

- ・指摘事項「21」は、この指標でよい。この指標は市だけではなく、自治会連合会としても取り組んでいく課題である。

(山下委員)

- ・指摘事項「22」については、事務局の説明で基本的には了承した。しかし、ワンストップの福祉サービスは非常に魅力的であるが、現状ではこの4地区以上に広まっていかないようにも思える。小委員会で議論するか、この場で方向性を示してほしい。

(会長)

- ・この項目については小委員会で議論することとする。

(本木委員)

- ・指摘事項「23」は、観念的にわかるが、行政が具体的に制度化するのは難しいだろう。

(金沢委員)

- ・指摘事項「24」は、この内容で問題はない。

(齊藤(哲)委員)

- ・指摘事項「25」の相談件数の内訳には、訪問件数のみなのか。あるいは電話も含めているのか。
- ・インターネット等を通じた相談をここに含めてほしい。相談事業は、単に件数を増やすだけではなく、新たな施策に踏み込む必要があるのではないか。

(事務局)

- ・相談件数の詳細は把握していないが、男性相談は電話相談のみであるため、少なくとも電話は含まれている。

(会長)

- ・相談件数を増加させることは必ずしもよい状況ではないだろう。
- ・また、インターネットの相談が最も相談しやすく、次いで電話、訪問となる。このように相談の重層的な構造について言及すべきだろう。小委員会で議論したい。

(金沢委員)

- ・指摘事項「26」の修正の文案には、支援を含めてくれたので結構である。行政から民間事業者へは周知・啓発までしか行えないだろう。

(まき委員)

- ・指摘事項「28」については、市の事業を委託する際、業者選定に男女共同参画社会に向けた取組みの度合いを指標にしても良いのではないか。
- ・指摘事項「31」については、事務局の提案でよい。

(村田委員)

- ・指摘事項「29」、「32」について、この対応方針でかまわない。男女平等、人権、いのちの尊さに関して、幼少時からの教育は重要であり、その方が浸透するだろう。

(齊藤(哲)委員)

- ・指摘事項「30」は、難しいテーマである。日本の中絶は、全国で年間約 30 万人となっており、その 1 割が 10 代となっている。
- ・セックスや性病等の問題でみると、高校生ならば 30～40%、大学生では約 50%が十分に学んでいない。男女平等という観点だけではなく、命とか性とか、人を人として考えることは、家庭においての学習がないためではないか。既に、学校の負担が増大しているため、全て学校に教育を任せることも難しいだろう。明確な解決方策は提案できないが、問題提起をさせていただいた。
- ・素案の表現については、この方向性でかまわない。

(有馬委員)

- ・指摘事項「34」については、大きな問題であるが、小委員会で議論させてほしい。男女共同参画社会について、船橋市の方向性がみえない。この項目は、分野別計画が少子高齢化社会をどう乗り越えていくのかを示す大事な柱だと考えている。表現も含めて施策や指標を打ち出していった方がよいだろう。たとえば、施策の方向性も問題への対応に留まっており、現時点では、6-3-1-2「政策決定の場の参加」や、6-3-1-3「男女共同参画の計画的な推進」しか積極的な施策が無い。ここから目指すべき姿を達成できないのではないか。
- ・また、職員数が男性 6：女性 4 の割合に対して、女性の管理職は 3%であることだが、単に管理職の数について言及するだけではなく、管理職登用における機会の平等について整理して示すべきではないか。
- ・指摘事項「35」については、前期計画においては「母性の尊重と健康の保持・増進」という文言であった。先程、齊藤(哲)委員から中絶について指摘があったが、女性の体の教育という観点からも必要な項目である。他の委員からの意見もうかがいたいので、小委員会で議論したい。
- ・指摘事項「36」はこれでよい。

(会長)

- ・指摘事項「34」については、管理職登用率よりも委員の方が適切であるという論理にはならないだろう。次回の小委員会で説明してほしい。

—休憩

2. 分野別計画 第 7 章について

(事務局)

- 「素案」第 7 章、リーディングプランについて説明。

(金沢委員)

- p. 174 の 7-1-1 「「選ばれる都市」を目指した質の高い行政運営」の「現状と課題」については、財政問題についても触れていただきたい。近年、国の「地域主権改革」にあわせて、地方自治体が自らで決定する権限が広がる代わりに、財政的な裏付けが無くとも事業を進めてもよいことになった。また、国が財政措置をしなくなるため、地方自治体が財源をいかに確保するかが焦点となるだろう。
- p. 176 の 7-1-2 「自律的・効率的で透明性の高い行政運営」について、「施策の方針」の中で限られた行政資源の中で最大の効果を出すことが主眼になっていると記載されている。現在では、行財政改革が財政削減の額が最大の効果とする例がみられる。たとえば、公民館でのコピー機が 10 枚までしか利用ができない等、市民に不便をきたしている例もみられる。誰にとって最大の効果なのかを記載した方がよいだろう。私自身は市民にとって最大の効果に着目してほしい。
- p. 181、7-1-3-1 「歳入の確保」の主要事業の中の「公金徴収の一元化」はあまり評価できない。これは銀行口座の差し押さえする制度が含まれており、その人のライフスタイルや人生設計を無視した制度となっている。むしろ、同じ主要事業に記載されている「多様な収納制度の導入」を進める方が望ましいのではないか。
- p. 181、7-1-3-2 「市有財産の有効活用」という記載は、非常に危険である。具体的に何を意図しているのかを明示すべきだろう。
- p. 183、7-2-1-2 「国や関係自治体との政策調整の推進」の中で、国・県事業の積極的な導入を図るとしている。国・県事業は、市にとって多大な負担となり、市財政が破綻状態となることが危惧される。船橋市は国・県の施設が多く、既に港湾整備事業や県道整備をしているため、国・県と連携はすれども、積極的に連携する必要はないだろう。

(山下委員)

- p. 174、7-1-1 「「選ばれる都市」を目指した質の高い行政運営」の中で記載されている「都市ブランド」や「選ばれる都市」について説明してほしい。
- p. 180、「安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立」をみると、「歳入に占める市税収入（自主財源）の割合が高く、市債の借金も少ない状態など比較的に健全な状態」と記載されている。一方で、「歳出に占める経常的な経費（扶助費や人件費、公債費等）の割合が高い」と記載されている。市債と公債の違いについて説明してほしい。

(事務局)

- 船橋市は、市税に依存している割合が高く、地方交付税を国から貰っていない。歳入の構造をみると、借金は全国の市町村に比べて少ない。一方、借金は少ないが、財政規模が小さい。そのため、扶助費や人件費に加え、全国的には借金が少ないものの公債費の返済も経常経費を引き上げる要因となっているのが現状である。このように内容自体は矛盾していない。
- 表現を工夫することで理解しやすいように対応したい。

(金沢委員)

- ・行政用語で難しいことに加え、公債や市債、民生費と扶助費が混在して記載されている。用語解説を補うか、款・項・目の表記の混在を整理すべきではないか。

(斉藤(哲)委員)

- ・p.178、7-1-2「行政改革の推進」の主要事業に掲げられている「PFI手法などの民間活力の活用」として具体的に何を考えているのか。

(事務局)

- ・具体的な施設等のアイデアはない。
- ・大規模な事業は、PFI手法を導入することが適切である。現在、市内の清掃工場の建替えに向けてPFI手法を検討している。また、他の建設物の建替えに際しても、大規模な事業においてPFI手法を検討している。

(斉藤(哲)委員)

- ・一部事務組合等で活用することは考えているのか。

(事務局)

- ・斎場を4市合同で検討しているが、PFIを使うのかは決定していない。

(事務局)

- ・清掃工場について補足すると、結果的にはDBO方式で実施することになった。DBO方式はPFIとはいわないが、PPPの一種であり、PFIの類似手法と考えている。なお、DBO方式は設計、建設、運営を委託する手法である。

(会長)

- ・評価についての船橋市の考え方を別途説明してほしい。
- ・次にリーディングプランも含めてご意見いただきたい。

(有馬委員)

- ・第7章「計画の推進にあたって」についてだが、各種計画の評価委員会のように、基本計画の推進において評価委員会を設けることは検討しているのか。

(事務局)

- ・基本計画の進行管理は、来年度検討を進め、再来年度の開始年次にあわせてシステムをスタートさせたい。この審議会に諮ることは、時期的に間に合わない。

(森田委員)

- ・各リーディングプランと分野別計画によって網羅的に施策が記載されているが、選択と集中の時代の中では、船橋市として優先的に進めていく施策を示すべきではないか。

(有馬委員)

- ・森田委員の意見に同意する。重要課題が何か、最重要課題は何かを示すことで、全ての施策が横並びで示されているよりは、理解しやすくなるのではないか。

(河村委員)

- ・リーディングプランが選ばれた経緯について、事務局の説明の中で口頭にて補われたが、資料だけではどのような背景で選ばれたのか示されていない。船橋市の置かれている状況を示した中で、リーディングプランの5つが導き出されたのか明確に記載してほしい。
- ・リーディングプランの中に記載されている横断分野・関連施策が多く抽出されているが、今後はこの中からさらに絞り込むという解釈でよいか。

(事務局)

- ・リーディングプランについては、庁内の検討を経る中で決定されたものであり、すぐ変更できる施策ではない。そのためこの場で対応方針について述べることはできない。
- ・しかし、審議会場で「優先順位を示すべき」等の意見が示されれば、それを基に庁内で調整することは可能である。

(会長)

- ・船橋市では、リーディングプランに指定された施策について、担当部長をつけて進行管理することや、予算額を1割高めることなどを検討しているのか。

(事務局)

- ・リーディングプランとの関連が深いものは、予算の査定に有利になるだろう。ただ、会長の指摘にあるような具体的な方針は、現時点で決まっていない。

(会長)

- ・次回の委員会までに、小委員会を開催する必要がある。今度の第7章・リーディングプランについて挙げられた意見をフィードバックするという観点からも、次回の審議会までの開催はやや離れているように思える。

(事務局)

- ・次回小委員会で検討するテーマは、議論が長引くことが予想されるため、1回の小委員会だけではなく、2回実施することも可能である。あるいは審議会をもう1回追加で開催することも可能である。

(会長)

- ・小委員会で示された内容を確認する観点からも審議会を1回増やす必要があるため、審議会を1回追加することとする。
- ・2月2日(水)16時~21時に小委員会、2月16日(水)18時から審議会を開催する。

(まき委員)

- ・小委員会の開催後に審議会と情報を共有するという手続きは必要である。もう1回小委員会と審議会を開催することはかまわない。

(本木委員)

- ・2月2日開催だと日程が短く、事務局は資料をつくる時間があるのか懸念される。
- ・5時間開催することは問題ないが、16時間開催は参加が難しいのではないか。

(会長)

- ・2月2日の小委員会については、期間が短いため、資料は作成できた段階のものだけにかまわない。間に合わなかったものは、次の審議会で回答をいただくことも可能だろう。
- ・他にこの場で発言しておくべき質問はあるか。

(斉藤(哲)委員)

- ・リーディングプランは、横断分野と記載されているが、何をもって横断としているのか。リーディングプランをみると、これも章立てであり、結果的には縦割りである。

(事務局)

- ・横断分野とは、リーディングプランが分野別計画に対して横断的にあることを示している。

(斉藤(哲)委員)

- ・具体化していくときに、横断的な活動を進めていく体制が必要ではないか。これについて言及する必要があるだろう。

(有馬委員)

- ・リーディングプランの共通理解がないと議論が噛み合わないのではないか。

(会長)

- ・リーディングプランをみても、船橋市をイメージできない。船橋は、海と里山が近接しており、東京湾の最も奥まった場所に位置するなどの特徴を有する。船橋らしさについて記載するべきではないか。

(河村委員)

- ・船橋の強みについてはっきりさせるべきである。
- ・「船橋市」を「日本」、「市民」を「国民」と読んでも理解できる文言になっている。たとえば、リーディングプラン①を「国民の安心・安全を守ることが日本の最重要課題である」と記載しても読めるような内容になっている。船橋市民の安全と安心を守るための特色が現れるようになった方がいいだろう。

(本木委員)

- ・リーディングプランは優先的に取り組むための事業であると説明されている。先ほど、この中で何を優先的に取り組むのかという議論があったが、この議論は小委員会に譲ること解釈してよいか。
- ・リーディングプランが船橋市固有の状況を指していないのは、検討プロセスにあるのだろう。市民アンケートと市民会議の結果を調整した結果を受けて、作成された案ならば、市の特徴というよりむしろ市民が求めているものと理解する。これが日本人全般の求めていることと似ることはありうる。何が正しいのかは議論があるところだろう。

(河村委員)

- ・リーディングプランで選ばれた項目は、市民アンケートの中で高い割合であったと口頭で説明を受けた。しかし、資料にはその旨が記載されていないため、より盛り込んだ方がよいだろう。

(事務局)

- ・リーディングプランの意味は、現行のプランの p. 36 に記載している。ご参照いただきたい。
- ・また、1月29日(土)に市民会議の参加者を対象に意見交換会を開催する。船橋市から素案を説明し、ご意見をいただく。この結果は、審議会にフィードバックさせていただく。

(会長)

- ・それでは第5回の総合計画審議会を終了とする。

(事務局)

- ・小委員会は、2月2日16時に参加できる人はお願いしたい。審議会の開催については、16日が過半数参加できることを確認した上で改めて依頼する。

(以上)